



令和7年度

松本市労働行政の概要

松本市 産業振興部 商工課 労働・雇用担当

松本市民憲章

(昭和52年10月24日議決)

松本市は、北アルプスの山なみと城の風姿に象徴される美しいまちです。

私たちは、このふるさとに誇りをもち、幸せで豊かなまちづくりをめざして、つぎの三つの願いを貫きます。

- 一、松本市民は、おたがいの連帯感をつよめ、自由と自治を尊重しましょう。
- 一、松本市民は、人間性をつちかう教育を重んじ、文化をたいせつにしましょう。
- 一、松本市民は、自然を愛し、まちの緑とすんだ川を守りましょう。

目次

頁

1	機構、目標、事務分掌	
	経過	1
	機構、労働行政の目標	2
	事務分掌	3
2	一般会計予算と労働関係予算	3
3	市内の勤労者	
(1)	事業所数及び従業者数	4
(2)	労働力人口等	4
(3)	最低賃金	5
(4)	有効求人倍率の推移	6
(5)	障害者法定雇用率	6
(6)	障害者法定雇用率が適用される民間企業の企業規模別雇用状況	6
4	令和6年度事務事業の概要	
(1)	技能功労者褒賞事業	7
(2)	労働相談事業	
	職業・労働相談	7
	勤労者心の健康相談、若者職業なんでも相談	8
	労働相談支援事業	9
	労働情報の提供	9
(3)	勤労者福祉事業	
	勤労者資金融資	10
	松本地区労働者福祉協議会の育成	10
	建設国民健康保険の育成、一般財団法人松本市勤労者共済会の育成	11
	中小企業退職金共済掛金の助成	11
	特定退職金共済掛金の助成、勤労者住宅建設資金融資利子補給	12
	健康経営の普及啓発	13
(4)	雇用対策事業	
	仕事と家庭の両立促進事業、障害者雇用促進報奨	13
	新社会人激励のつどい、雇用促進機関等の育成及び事業支援	14
	就職氷河期世代支援事業	14
	女性活躍推進事業	15
(5)	人材育成事業	
	松本市ものづくり人材育成連絡会	16
(6)	労働関係懇談会	
	市長と労働団体との懇談会	17
附	令和7年度労政関係当初予算	18
	労働行政関係機関	22
	商工課 労働・雇用担当の相談事業	23

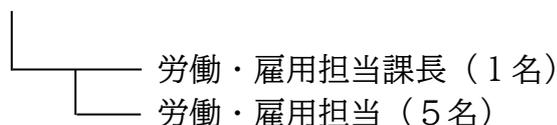
1 機構、目標、事務分掌

経過

昭和39年	4月	商工課に労政係を設置
昭和47年	4月	長野県松本勤労者福祉センターが開設され、松本市が管理・運営を受託したことを契機として労政課が発足 松本市働く婦人の家開設
昭和47年	7月	松本市勤労者互助会設立 (平成2年5月松本市勤労者共済会に名称変更)
昭和48年	5月	松本市勤労青少年ホーム開設
昭和60年	12月	松本市勤労会館開設
平成7年	7月	ファミリーサポートセンター開設
平成10年	2月	労働相談コーナー設置(高齢者職業相談室併設)
平成11年	3月	長野県松本勤労者福祉センターにエレベーター設置
平成11年	4月	機構改革により、勤労青少年ホーム(現在の青少年ホーム)は松南地区公民館へ、働く婦人の家(現在の松本市ジェンダー平等センター)はMウィングへ、ファミリーサポートセンター事業は児童福祉課(現在のこども育成課)へ移管となる。
平成13年	4月	機構改革により経済部となる。
平成14年	4月	勤労者心の健康相談室開設
平成15年	4月	適職発見探索ルーム開設
平成17年	4月	松本市勤労者共済会を法人化し、財団法人松本市勤労者共済会を設立
平成18年	4月	機構改革により商工観光部となる。
平成20年	8月	平成24年度に長野技能五輪全国大会が松本市を主会場として開催することが決定。労政課が主管課となる。
平成21年	7月	労働相談コーナーを「職業・労働相談室」と改め、2階へ設置
平成24年	4月	適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更
平成24年	10月	第50回技能五輪全国大会が松本市と諏訪市で開催される。
平成25年	4月	財団法人松本市勤労者共済会が一般財団法人へ移行
平成25年	7月	松本市ものづくり人材育成連絡会設立
平成28年	3月	長野県松本勤労者福祉センターの耐震改修工事を実施
平成29年	4月	健康産業・企業立地課より、健康経営に関する業務が移管される。
平成30年	3月	長野県松本勤労者福祉センターの大規模改修工事を実施
平成30年	4月	長野県松本勤労者福祉センターが長野県から松本市に移管となり、「松本市勤労者福祉センター」に改称
平成31年	4月	生涯現役促進地域連携事業開始
令和3年	4月	機構改革により産業振興部となる。
令和4年	3月	生涯現役促進地域連携事業終了
令和4年	11月	就職氷河期世代支援事業開始
令和5年	4月	女性活躍推進事業開始
令和7年	4月	機構改革により商工課労働・雇用担当となる。

機 構

市長 — 副市長 — 産業振興部長 — 商工課長



労働行政の目標

近年、社会全体で働き方や価値観の多様化が進み、働く環境や労使関係にも変化が求められています。とりわけ、人口減少や高齢化が進む地域においては、労働力の確保や職場環境の改善が喫緊の課題となっており、誰もが能力を発揮できる持続可能な労働市場の形成が重要になっています。

企業活動が持ち直しを見せる中、職場では依然として人材確保の困難や、雇用のミスマッチ、カスタマーハラスメント、メンタルヘルス不調など、多様で複雑な課題が見受けられます。また、仕事と家庭の両立が求められる現代において、男性の育児休業取得や柔軟な働き方の実現、さらには女性の管理職登用など、組織文化の見直しも重要な視点となっています。

地域産業の維持・発展のためには、技術や技能を尊重する風土を育み、次世代を担う若年層の育成を図ることも欠かせません。中小企業における福利厚生の充実や健康経営の普及をはじめとした、企業の労務管理体制の強化もまた、地域全体の働く環境を底上げする基盤となります。

このような背景を踏まえ、令和7年度の労働行政では、以下の項目を重点目標とし、関係機関との連携のもと、地域の雇用環境改善に取り組んでまいります。

- ① 女性や高齢者、外国人、障害者を含む雇用の安定
- ② 男女を問わず仕事と家庭の両立可能な就業環境づくり
- ③ 技術・技能・ものづくり尊重気運の醸成と若年技能者の発掘育成
- ④ 労働条件の改善や格差縮小による安心して働き生活できる環境の確立
- ⑤ 就業・労働環境・メンタルヘルス等に関する相談事業の充実
- ⑥ 中小企業における福利厚生の実施、健康経営の普及促進
- ⑦ 雇用対策と働き方改革の推進

事務分掌

- 雇用・労使に関すること。
- 職業・労働相談、心の健康相談、労働教育に関すること。
- 勤労者資金融資及び勤労者福祉事業の支援に関すること。
- (一財)松本市勤労者共済会の育成に関すること。
- 中小企業の雇用対策及び退職金制度拡充に関すること。
- 健康経営の普及促進に関すること。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進に関すること。
- 高年齢者・障害者・女性・不安定労働者の雇用対策に関すること。
- 技能五輪全国大会と人材育成に係ること。
- 公的労働関係機関、及び労働団体等との連絡調整に関すること。

2 一般会計予算と労働関係予算

年 度	一般会計当初予算(A) (千円)	労働関係予算(B) (千円)	割合(B)/(A) (%)
令和 3	101,160,000	145,620	0.14
令和 4	103,389,000	137,040	0.13
令和 5	102,100,000	147,860	0.14
令和 6	101,290,000	129,500	0.13
令和 7	110,360,000	136,630	0.12

3 市内の勤労者

(1) 事業所数及び従業者数

	事業所数(所)	従業者数(人)
全 国	5,976,916	62,427,908
長 野 県	109,034	1,018,060
松 本 市	13,408	131,549

資料：令和3年経済センサス活動調査

(2) 労働力人口等

項目名		松本市(県内順位)	長野県
労働力人口	人数(人)	122,895 (2位)	1,069,616
	割合(%)	59.7 (51位)	60.6
就業者	人数(人)	118,889 (2位)	1,034,281
	率(%)	57.8 (53位)	58.6
完全失業者	人数(人)	4,006 (2位)	35,335
	率(%)	3.26 (26位)	3.30
女性就業者	人数(人)	53,922 (2位)	469,405
	率(%)	51.0 (45位)	51.5
高齢就業者	人数(人)	19,551 (2位)	197,928
	率(%)	29.3 (63位)	30.6

資料：令和2年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就業者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの
 - ①就業者ではない
 - ②仕事があればすぐ就くことができる
 - ③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた

(3) 最低賃金

正規、非正規、派遣、パート、臨時などの雇用形態にかかわらず、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます（派遣労働者の場合には派遣先の最低賃金を適用）。

種 別	時間額	発効日	適 用 業 種 等	適用除外業種
長野県 地域別 最低賃金	998 円	R6.10.1	特定（産業別）最低賃金が適用されないすべての労働者に適用 （産業別最低賃金の該当業種であっても、18歳未満又は65歳以上の者、雇用後6カ月未満で技能習得中の者、清掃等の軽作業、熟練を要しない作業等の場合には、産業別最低賃金の適用が除外され、地域別最低賃金が適用される。）	
長野県 特 定 （産業別） 最低賃金	1,032 円	R7.1.1	計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
	1,043 円	R6.12.12	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
	998 円	R6.10.1	各種商品小売業	
	998 円	R6.10.1	印刷、製版業	

資料：厚生労働省長野労働局

(4) 有効求人倍率の推移（各年度3月数値）

年 度	全 国	長 野 県	松本職安管内
令和3	1.22	1.45	1.50
令和4	1.32	1.51	1.65
令和5	1.28	1.37	1.40
令和6	1.26	1.30	1.43

資料：厚生労働省長野労働局松本公共職業安定所

(5) 障害者法定雇用率

機 関 等		法定雇用率（R6.4.1改正）
民間企業	一般の民間企業	2.5%
	特殊法人等	2.8%
国・地方公共団体等		2.8%
都道府県等の教育委員会		2.7%

資料：厚生労働省

(6) 障害者法定雇用率が適用される民間企業の企業規模別雇用状況（長野県内）

（ ）内は前年

企業規模 (人)	企 業 数	常用労働者 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	達成企業割合 (%)
40 以上 100 未満	1,118 (937)	68,719.0 (60,358.5)	1,625.5 (1,491.0)	2.37 (2.47)	54.6 (61.8)
100 以上 300 未満	591 (615)	93,194.0 (97,047.0)	2,328.5 (2,369.0)	2.50 (2.44)	56.0 (63.9)
300 以上 500 未満	107 (97)	39,189.0 (35,941.5)	915.0 (834.5)	2.33 (2.32)	45.8 (56.7)
500 以上 1,000 未満	74 (73)	48,955.5 (48,300.5)	1,187.5 (1,119.0)	2.43 (2.32)	60.8 (63.0)
1,000 以上	28 (29)	75,503.5 (75,611.5)	1,969.5 (1,848.5)	2.61 (2.44)	53.6 (62.1)
合 計	1,918 (1,751)	325,561.0 (317,259.0)	8,026.0 (7,662.0)	2.47 (2.42)	54.7 (62.3)

資料：厚生労働省長野労働局 障害者雇用状況報告（令和6年6月1日現在）

4 令和6年度事務事業の概要

(1) 技能功労者褒賞事業

長年、技能労働者として、技術の向上、後継者の育成等、業界の発展に功績顕著で、他の模範と認められる方々を褒賞します。

【褒賞基準】

年齢 60 歳以上で、同一職種の経験年数 30 年以上を有し、技術の向上、後継者の育成等を通じて、指導的立場にある方です。

【対象職種】

大工、石匠、左官、造園師、畳師、建具工、建築塗装工、鳶職、建築板金工、瓦工、表具師、印章彫刻師、漆器工芸師、製靴職、製菓技術師、家具工、染色美術師、桶製造師、理容師、美容師、調理師、鋸目立師、時計修理師、工芸品彫刻工、洋服工、寝具製作工、宝飾師、和裁士、タイル技能工、座敷箒製造工、鉄構士、ブロック建築技能士、電気技能士、自転車モーター整備士、木型工、クリーニング師、洋裁士、食肉技術専門士、配管技能士、写真師

その他これらに準ずる者として市長が特に必要と認めた方

【褒賞式典】

1 月 2 3 日（勤労感謝の日）に式典を開催し、褒状及び技能功労章を贈り褒賞します。

褒賞者の推移

年 度	職種数（職種）	褒賞者数（人）
令和 2	4	5
令和 3	3	4
令和 4	4	6
令和 5	6	7
令和 6	8	10

(2) 労働相談事業

職業・労働相談

就労相談や、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、専任の相談員が相談に応じます。

相談日：毎週水曜日 ※祝日は除く。9:00～17:00（12:00～13:00 を除く。）

相談件数の推移

（単位：件）

年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
職業相談	5	4	6	7	10
労働相談	98	82	111	95	144
合 計	103	86	117	102	154

※令和元年度からハローワーク求人票は自由閲覧としている。

勤労者心の健康相談

仕事や職場での強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員（産業カウンセラー・心理カウンセラー等）が相談・助言を行います。

相談日：毎月5回 ※祝日は除く。

（原則）第1木曜日 9:30～11:30

第2・第4月曜日 13:00～16:00、第2・第3木曜日 13:00～17:00

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
相談件数	127	78	123	118	118

若者職業なんでも相談

未就業者やフリーター等を対象に、専門の相談員（キャリアカウンセラー）が、就職・資格取得などについて相談・助言を行います。

相談日：毎月2回 ※祝日は除く。

（原則）第1土曜日 10:00～14:00、第4金曜日 13:00～17:00

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
相談件数	47	64	87	91	82

労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み・労使間トラブルなどの解決を図るため、弁護士・司法書士・社会保険労務士が相談に応じているNPO法人に委託して行っている相談事業です。

平成16年度に緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成17年度からは松本市単独事業として継続しています。

委託先：NPO法人ユニオンサポートセンター

相談受付件数と内容分類

(単位：件)

年 度	労使関係	金銭関係	不動産	家庭関係	その他	合 計
令和2	3,307	108	60	154	636	4,265
令和3	3,288	96	53	142	435	4,014
令和4	3,041	88	72	128	407	3,736
令和5	2,360	104	119	89	359	3,031
令和6	2,286	87	80	95	266	2,814

労働情報の提供

労働諸情勢の動きや制度・法改正等を掲載した「労政まつもと」の発行を行います。

【労政まつもと】年3回発行 発行部数 各1,000部

令和6年度の発行内容

発行日	主 な 記 事 内 容
R6.6.10 (第159号)	<ul style="list-style-type: none"> ・2024「新社会人激励のつどい」開催 ・第95回メーデー開催 ・仕事と家庭の両立 ハローワーク松本「マザーズコーナー」 ・6月「外国人雇用啓発月間」のお知らせ
R6.10.10 (第160号)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度技能奉仕活動の実施 ・中小企業「健康経営」取り組み促進 ・長野県最低賃金が“998円”に引上げ ・奨学金返還費用に係る法人向け補助制度のご案内
R7.2.17 (第161号)	<ul style="list-style-type: none"> ・第52回松本市技能功労者褒章式典開催 ・第62回技能五輪全国大会開催 ・長野県特定（産業別）最低賃金のお知らせ ・令和8年7月から障害者の法定雇用率引上げ

(3) 勤労者福祉事業

勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行います。

融資対象者：組織労働者の場合は、労働金庫会員であること。

未組織労働者の場合は、(一財)松本市勤労者共済会会員又は松本地区暮らしサポートセンターの会員であること。

対象資金：教育、医療、慶弔、災害、生活資金

※生活資金のうち、事業資金、海外旅行資金、投資投機的資金、転貸資金、遊興費等不健全な資金、旧債務返済資金は対象外

融資条件（令和7年3月31日現在）

融資限度額	返済期間	償還方法	利 率	信用保証
300万円	10年以内	元利均等償還	固定 年1.98%～ 変動 年1.68%～	有

※利率は自動車に関する資金の場合

勤労者資金融資の推移

区 分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
当年度	件数 (件)	8	2	1	2	0
	金額 (千円)	15,150	4,500	1,730	2,250	0
年度末 残高	件数 (件)	32	26	15	15	12
	金額 (千円)	26,491	21,720	15,142	13,238	9,242

松本地区労働者福祉協議会の育成

労働者の各種福祉事業（メーデー、体育大会、文化厚生事業、就職支援事業等）を行っている労働者福祉協議会に補助金を交付し、労働者福祉の充実を図っています。協議会は、地域内の組織・未組織を問わず、広範な労働者福祉活動の推進を目的としています。

構成団体

連合長野松本広域協議会、松本地区労働組合会議、中信地区労働組合協議会、松本地区労働組合連合会、松本地域退職者連合、松本地区退職者の会、長野県労働金庫松本支店、こくみん共済COOP長野推進本部松本支所、NPO法人ユニオンサポートセンター、その他労福協の目的達成に必要と認められた団体

建設国民健康保険の育成

建設事業者の労働組合が行っている健康保険制度に対し、その事務費の一部を補助して、いわゆる一人親方や小規模事業者の安全・安心の充実を図っています。

補助金交付先：松本建設労働組合、松筑建設労働組合

一般財団法人松本市勤労者共済会の育成

中小企業に働く労働者の福利厚生の実現を図るため、市が昭和47年に事務局を労政課内に置き松本市勤労者互助会（平成2年から松本市勤労者共済会）を設立しました。

設立以来、当会の健全な運営を図るため、本市は補助金を交付し支援しています。

なお、当会は平成25年4月一般財団法人に移行し、組織の強化と団体の発展に向け様々な事業に取り組んでいます。

<令和7年4月1日現在の加入状況>

事業所数1,337事業所

会員数7,360人

<事業内容>

ア 生活安定事業

共済金給付、生活資金融資や中小企業退職金共済の利用促進など

イ 福利事業

バスツアー、各種チケットやレクリエーション施設利用補助など

ウ 健康維持増進事業

人間ドック補助、健康教室など

エ 自己啓発事業

各種教養講座、法律相談など

中小企業退職金共済掛金の助成

国（独立行政法人勤労者退職金共済機構）の中小企業退職金共済に加入する事業主に対し、掛金の一部を補助します。

市の掛金補助制度の概要

対象事業所	補助の対象	補助期間	補助率	補助限度額
市内に事業所を有し常時雇用する従業員数が100人を超えない事業所	新規加入事業所 (既加入事業所においては従業員を追加加入した場合)	各従業員について加入月から1年間	月額掛金の20%	月額1,000円

補助の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業所数(所)	274	289	284	278	287
人数(人)	815	902	863	829	902
金額(千円)	5,196	5,661	5,321	4,897	5,500

特定退職金共済掛金の助成

松本商工会議所と松本市波田商工会の特定退職金共済に加入する事業主に対し、掛金の一部を補助します。

補助金額については、中小企業退職金共済掛金に対する助成と同じです。

補助の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業所数(所)	110	103	111	87	85
人数(人)	321	268	281	221	315
金額(千円)	1,469	1,216	1,299	1,043	1,057

勤労者住宅建設資金融資利子補給

勤労者の住宅建設を促進するため、労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築又は増改築した場合、利子の一部を補助します。

交付対象者：毎年1月1日から12月31日までの間に、長野県労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築（購入を含む。）又は増改築した勤労者です。

補給率

対象限度額	借入期間	補給率	補給限度額
借入額の内 300万円	5年を超える場合	5年間の利子総額の20%	60,000円
	5年以下の場合	借入期間利子総額の10%	30,000円

補給状況の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数(件)	111	80	56	70	62
金額(千円)	2,395	1,587	978	1,079	1,133

健康経営の普及啓発

勤労者の活力向上や医療費の適正化を目的に、企業が従業員の健康づくりを経営課題と捉え健康増進に努める「健康経営」の取り組みが求められています。松本市では、主として中小企業に対して健康経営の普及啓発を実施し、セミナーの開催や市職員による企業訪問などの取り組みを進めています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

令和6年度の実施状況

ア 企業訪問86社実施

イ 健康づくりチャレンジ宣言申請企業18社達成

(4) 雇用対策事業

仕事と家庭の両立促進事業

少子高齢化と人口減少の急速な進行により、仕事と生活の調和が社会的な課題となる中、仕事と家庭の両立可能な就業環境を整えることが、男女を問わず必要となっています。

松本市では平成19年度から、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催、両立支援制度や先進企業の紹介、企業や労働者に対する啓発活動など、仕事と家庭の両立を促進するための事業に取り組んでいます。

令和6年度の実施状況

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー

ア 開催日

令和7年2月25日（火）

イ 演題

「企業が実施すべきカスタマーハラスメント対策」

ウ 講師

社会保険労務士法人コンビンスアイ 社会保険労務士 齋藤 良 氏

エ 参加者

23名

障害者雇用促進報奨

公共職業安定所等の紹介により、新たに障害者を雇用した事業所の事業主を表彰し、感謝状を贈ります。

従業員300人以下の企業で、法定雇用率を達成していることが条件です。

報奨事業所数等の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業所数 (所)	16	21	17	26	31
雇用人数 (人)	51	44	47	78	82

新社会人激励のつどい

松本市内の企業に新規就職した若者を歓迎、激励するため、松本市・松本商工会議所・(一社)松本青年会議所・松本公共職業安定所・松本地区雇用福祉協議会の主催により、毎年4月上旬に激励会を開催しています。

開催状況

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
開 催 日	—	4月9日	4月8日	4月5日	4月9日
事業所数(所)	—	21	25	26	37
参加人数(人)	—	104	100	102	151

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、中止

雇用促進機関等の育成及び事業支援

ア 松本地区雇用福祉協議会の育成

中小企業の雇用対策のため労働関係機関や学校等との情報共有を図り、また労働者の福祉向上対策、産業事情視察などを行い、労働諸問題に対処している当協議会を助成します。

イ 雇用啓発事業

求職者の雇用促進を図るため、商工会議所の事業を支援・助成します。

ウ 職業訓練校の育成

若年技能後継者育成を目的として、県の認定した職業訓練校の育成と振興を図るため助成します。

就職氷河期世代支援事業

雇用環境が厳しい時期に就職活動をしたため、不安定な仕事に就いたり、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方々がいます。

就職氷河期世代の活躍の場を広げられるように、就労に係る相談事業を実施します。

令和6年度の実施状況

就職氷河期世代相談支援事業

既存の相談事業を拡充し、労働に関する専門知識と資格を有する社会保険労務士による相談窓口を設け、個々の悩みや不安を解消しながらニーズに合った適切な支援へとつなげ、職業的自立を後押しする(地域就職氷河期世代支援加速化交付金を活用)。

ア 相談期間

令和6年5月～令和7年3月 全41日間(4時間/日)

イ 相談員数

社会保険労務士4名

ウ 相談時間

50分/人

エ 相談件数

16件

女性活躍推進事業

雇用における人員・人材不足が懸念される中、結婚や育児により離職した女性の再就職など、貴重な労働力の確保に期待が寄せられています。

社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場を支援します。

令和6年度の実施状況

女性デジタル人材育成研修事業

一般財団法人松本ものづくり産業支援センターのICT拠点施設「サザンガク」と連携し、企業のデジタル化を支援する上で有効となる基礎的なITスキルとしてExcelの認定資格MOS（マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト）を取得できるように研修を実施（地域女性活躍推進交付金を活用）

ア 前期

（ア）開催期間

令和6年7月～令和6年10月 全12回（90分／回）

（イ）開催場所

（一財）松本ものづくり産業支援センター「サザンガク」

（ウ）研修内容

一般コース（MOSアソシエイト資格取得） 1コース

（エ）参加者数

一般コース 10名

イ 後期

（ア）開催期間

令和6年11月～令和7年1月 全12回（90分／回）

（イ）開催場所

（一財）松本ものづくり産業支援センター「サザンガク」

（ウ）研修内容

一般コース（MOSアソシエイト資格取得） 1コース

上級コース（MOSエキスパート資格取得） 1コース

（エ）参加者数

一般コース 10名

上級コース 6名

(5) 人材育成事業

松本市ものづくり人材育成連絡会

技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、学校、経済団体や行政などで構成する連絡会組織。

平成25年7月24日に設立し、構成団体で連携をとりながら地域産業を担う若年者の育成や地元への就職、産業に必要な人材の確保など、総合的に人材育成を支援します。

ア 進路情報誌「中学生が体験！松本の『ものづくり』」の製作

若年者への技能尊重気運や日本の産業を支える「ものづくり」に若い世代に職業として関心を持ってもらうため、ものづくり系の企業で職場体験した市内の中学2年生に体験の感想や指導いただいた企業の代表者から中学生へのメッセージを取材し、編集した冊子の作成(令和5年度から冊子は紙媒体から電子媒体に移行)

- (ア) 特集取材人数 2名
- (イ) 職場体験取材企業 8社
- (ウ) 職場体験取材実施校 4校
- (エ) 出前講座取材実施校 1校

イ 企業見学会

市内の企業に協力をいただき、市内の高校生、専門学校生及び大学生を対象にした企業見学会を実施

令和6年度の開催状況

(ア) 日時

- a 令和6年6月17日(月) 12:40~16:50
- b 令和6年12月23日(月) 12:20~17:00

(イ) 見学企業

- a (株)デリカ、(株)デイリーはやしや
- b パナソニックオートモーティブシステムズ(株)、シナノカメラ工業(株)

(ウ) 参加人数

- a 9名
- b 7名

(エ) 募集方法

市内及び周辺地域の高校、専門学校及び大学へ募集、告知

(オ) 主な感想

- ・ 仕事理解に役立った。
- ・ 会社の雰囲気を知ることができたので将来仕事をする時の参考になった。
- ・ いろいろな製造の技術を見られて勉強になった。
- ・ 進路を決めていくのに参考になった。

ウ 技能五輪全国大会(全国青年技能者技能競技大会)

(ア) 令和6年度開催内容

- a 日程
令和6年11月22日(金)~25日(月)
- b 場所
愛知県(愛知県国際展示場他、13会場)

- c 競技職種数
全41職種
 - d 松本市出場選手
4名（職種：配管、電子機器組立て、西洋料理、レストランサービス）
 - e 松本市成績
敢闘賞 1名（レストランサービス部門）
- エ 連絡会構成団体（学校等）が実施する技能奉仕活動への支援
令和6年度の実施状況
長野県松本技術専門学校（建築科）が実施
- （ア）実施日
令和6年7月23日（水）～24日（木）
 - （イ）内容
南部公園（松本市平田東） 北側木製藤棚の修繕
- オ 関係団体への支援・共催など

(6) 労働関係懇談会

市長と労働団体との懇談会

この懇談会は、松本地区労働者福祉協議会に加入する労働4団体からの要請に基づき年1回行っているもので、松本市の重要施策について労働団体に説明し意見や感想を伺うとともに、労働団体からの市政に対する要望や提言などについて意見交換を行い、相互の理解と協調を図ろうとするものです。

令和6年度の実施状況

- ア 開催日
令和6年11月26日（火）
- イ 懇談項目
 - ・人口定常化に向けたUターン就業者増加における取組みについて
 - ・将来の労働人口を増やす市政運営について
 - ・「サービスを提供する側と受ける側が共に尊重される社会」を目指して

令和7年度労政関係当初予算

一般会計予算総額 110,360,000千円 (A)
 労働費総額 136,630千円 (B)
 $(B) / (A) \times 100 \div 0.12\%$

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
1 技能功労者褒賞事業 (240千円)	(1) 技能功労者褒賞	長年、技能者として、技術の向上や後継者の育成などを通じて、業界の発展に功績顕著な者を褒賞する。	240
2 労働相談事業 (690千円)	(1) 職業・労働相談	賃金、雇用、失業、内職、労働争議等、労働問題全般にわたる相談に応じる。	690
3 勤労者福祉事業 (27,370千円)	(1) 勤労者資金融資預託金	労働金庫の金融基盤を強化し、労働者の金融対策の円滑化を促進する。 また、勤労者の生活安定と福祉の向上に資するため、労働金庫と協調し、資金融資を行う。	10,000
	(2) 勤労者文化厚生事業	松本地区労働者福祉協議会が行う、メーデー、体育、文化、厚生事業等の推進のため助成する。	3,700
	(3) 建設国民健康保険組合補助金	松本建設労組、松筑建設労組に対し、建設国保に係る事務費の一部を補助する。	550
	(4) (一財)松本市勤労者共済会の支援	市内の中小企業の従業員と事業主を対象に、共済金給付、生活資金融資、保養施設の利用、レクリエーション等の福利厚生事業を行う共済会に補助を行い支援する。	4,870

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
	(5) 勤労者住宅建設資金融資利子補給	勤労者の住宅建設を促進するため、労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築又は増改築した場合、利子の一部を補給する。	1,670
	(6) 中小企業退職金共済掛金の助成	国の中小企業退職金共済制度への新規加入者に対し、掛金の20%を補助する。	5,280
	(7) 特定退職金共済掛金の助成	商工会議所・商工会が実施する共済制度への新規加入者に対し、掛金の20%を補助する。	1,300
	(8) 健康経営普及促進事業	企業が従業員の健康づくりを経営課題と捉えて取り組む「健康経営」を、主に中小企業に対して普及促進する。	0
4 雇用対策事業 (13,090千円)	(1) 勤労者心の健康相談事業	仕事や職場でメンタル面の悩みを抱える勤労者とその家族、会社関係者からの相談を、専門の相談員を配置し対応する。	1,150
	(2) 若者職業なんでも相談事業	学卒後に就職できなかった方、転職を考えている方等とその家族からの相談を、専門の相談員を配置し対応する。	580
	(3) 女性活躍推進事業	社会的ニーズが高まるデジタル人材の育成により、女性の就労や活躍の場を支援する。	4,470
	(4) 障害者雇用促進報奨	市内在住の障害者を雇用した従業員300人以下の事業所で、法定雇用率を達成した事業主を表彰する。	70

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
	(5) 労働相談支援事業	仕事や日常生活の悩み、労使間トラブルなどの相談に対し、専門の相談員を置くNPO法人への委託事業として対応する。	4,880
	(7) 新社会人激励のつどい	地元企業に新規就職をした若者を歓迎、激励するため、商工会議所等と主催で実施する。	300
	(8) 雇用福祉協議会の育成	中小企業の雇用対策、福祉対策等労働諸問題に対処するため、協議会の育成を図る。	500
	(9) 雇用啓発事業	求職者の雇用促進を図るため、商工会議所の事業を支援・助成する。	180
	(10) 職業訓練校の育成	技能労働者育成のため、認定職業訓練の運営等に対し助成する。	900
	(11) 仕事と家庭の両立促進事業	企業における仕事と家庭の両立可能な就業環境の整備が必要となっているため、その啓発を目的に企業や労働者に向け、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーやPRを実施する。	0
	(12) 労働教育	労働諸法、労働経済情勢等について学習の機会を設け、労働者の意識向上に努める。	60

区 分	事務事業名	事務事業の概要	予 算 (千円)
	(13) 労働情報の提供	春闘結果、夏季、年末一時金の妥結状況、労働諸情勢の動向等を中心に、勤労市民ニュース「労政まつもと」の発行。	0
5 その他労政事業 (1,670千円)	(1) 市長と労働団体との懇談会	市長と松本地区労働者福祉協議会に加盟する労働4団体の代表とが、労働関係の諸問題や、労働団体からの要望事項などについて協議・懇談を行い、相互理解を図る。	0
	(2) ものづくり人材育成事業	技能五輪全国大会の開催を契機に、次代に繋がる人材育成施策として、地域産業の将来を担う若年者の育成や地元への就職、及び産業に必要な人材確保など、総合的に人材育成を支援する。	1,670
	(3) 労働資料作成	「労働行政の概要」を作成する。	0

※一般職・会計年度任用職員の人件費と旅費を除く。

労働行政関係機関

厚生労働省 長野労働局	〒380-8572 長野市中御所1-22-1 電話：026-226-0865
厚生労働省 長野労働局 松本労働基準監督署	〒390-0852 松本市大字島立1696 電話：0263-48-5693
厚生労働省 長野労働局 ハローワーク松本 (松本公共職業安定所)	〒390-0828 松本市庄内3-6-21 電話：0263-27-0111
厚生労働省長野労働局長野働き方改革推進支援センター	〒380-0935 長野市中御所1-16-11 鈴正ビル3階 電話：0120-088-703
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構長野支部 長野職業能力開発促進センター 松本訓練センター (ポリテクセンター松本)	〒399-0011 松本市寿北7-17-1 電話：0263-58-2905
長野県 産業労働部 労働雇用課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話：026-235-7118
長野県 産業労働部 産業人材育成課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2 電話：026-235-7199
長野県 松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020 電話：0263-40-1932
長野県 中信労政事務所	〒390-0852 松本市大字島立1020 電話：0263-40-1936
長野県 松本技術専門校	〒399-0011 松本市寿北7-16-1 電話：0263-58-3158
ジョブカフェ信州 (長野県若年者就業サポートセンター)	〒390-0815 松本市深志1-4-25 電話：0263-39-2250
松本商工会議所	〒390-8503 松本市中央1-23-1 電話：0263-32-5355
松本地区労働者福祉協議会	〒390-0841 松本市渚1-2-1 電話：0263-26-6029

商工課労働・雇用担当の相談事業

事業名	内容	実施日	相談場所
若者職業なんでも相談	学卒後に就職できなかった方や、おおむね40歳くらいまでのフリーター、転職を希望されている方、職場での人間関係や適応など職業に関するさまざまな相談にキャリアカウンセラー等が応じます。	月2回 原則として 第1土曜日 第4金曜日	松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：0263-35-6294
勤労者心の健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちが落ち込み気力が出ない ・夜中に目が覚めて眠れない ・他人の視線や言動が気になる ・職場や家庭のことで悩みがあるなど 上記のような職場や家庭での悩み、不安を抱えている人に、産業カウンセラーや心理相談員等が相談をお受けします。	月5回 原則として 第1木曜日 第2月曜日 第2木曜日 第3木曜日 第4月曜日	松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：0263-35-6294
職業・労働相談	求人票の閲覧や求人情報提供の他、労働問題全般について専任の相談員が対応します。	水曜日	松本市勤労者福祉センター 職業・労働相談室 電話：0263-35-6294
生活・労働相談	仕事や労使間トラブルをはじめ、日常生活全般の悩みについて、担当の相談員が対応します。	月～金曜日	NPO法人 ユニオンサポートセンター 電話：0263-39-0021

令和7年度 松本市労働行政の概要

令和7年6月13日発行

編集発行 松本市産業振興部商工課 労働・雇用担当

〒390-0811 松本市中央4丁目7番26号
TEL (0263)35-6294 (直通)
FAX (0263)35-6295
